資料4

立地適正化計画の第2階層KPIの評価について

平成30年6月

国土交通省

Ministry of Land, Infrastructure, Transport and Tourism

第2階層KPI（2020年までの目標値）

国土交通省

【誘導施設の集約に係るKPI】
立地適正化計画に位置付けられた誘導施設について、市町村全域に存する当該施設数に対して、都市機能誘導区域内に立地する当該施設数の占める割合が増加している市町村数：100市町村

【人口の集約に係るKPI】
市町村の全人口に対して、居住誘導区域内に居住している人口の占める割合が増加している市町村数：100市町村

（参考：第1階層KPI）
立地適正化計画を作成する市町村数：300市町村

誘導施設の集約に係るKPIについて

誘導施設の集約に係るKPI
「立地適正化計画に位置付けられた誘導施設について、市町村全域に存する当該施設数に対して、都市機能誘導区域内に立地する当該施設数の占める割合が増加している市町村数：100市町村」

（評価対象）H28年度までに立地適正化計画を作成・公表した都市（＝都市機能誘導区域を設定した都市）100都市を対象

（評価方法）H29年4月1日とH30年4月1日の数値をもとに算出※

※立地適正化計画を公表した年度の翌年度4月1日を基準とし、その後の各年度の数値と比較

（評価結果）

増加した都市		維持した都市		減少した都市		合計
26 都市	26.8%	35 都市	36.1%	36 都市	37.1%	97都市 *

注） データの取得・精査に時間を要するため、上記数値は速報値（夏頃までに確定値を算出予定）

＊ H28年度までに立地適正化計画を作成・公表した都市は100都市あるが、このうち、データ未集計が3都市あるため。

誘導区域内・区域外の施設の増減パターン

〇誘導区域内・区域外における誘導施設の増減パターンを分析すると、以下のとおり。

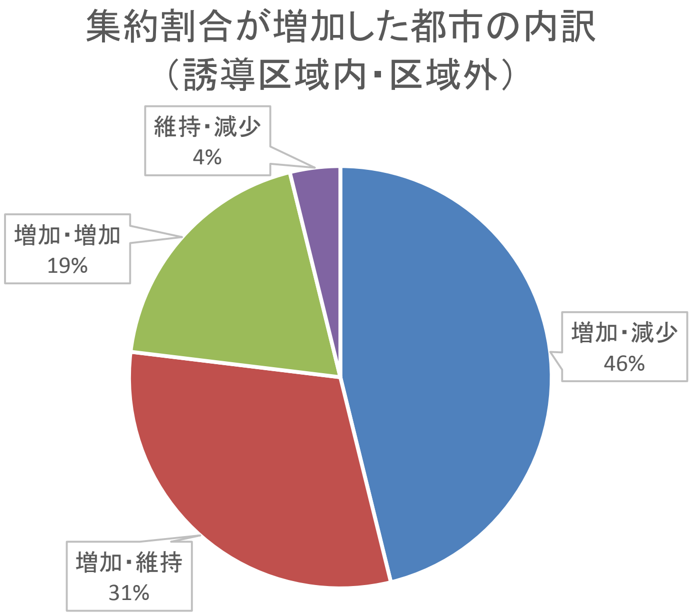

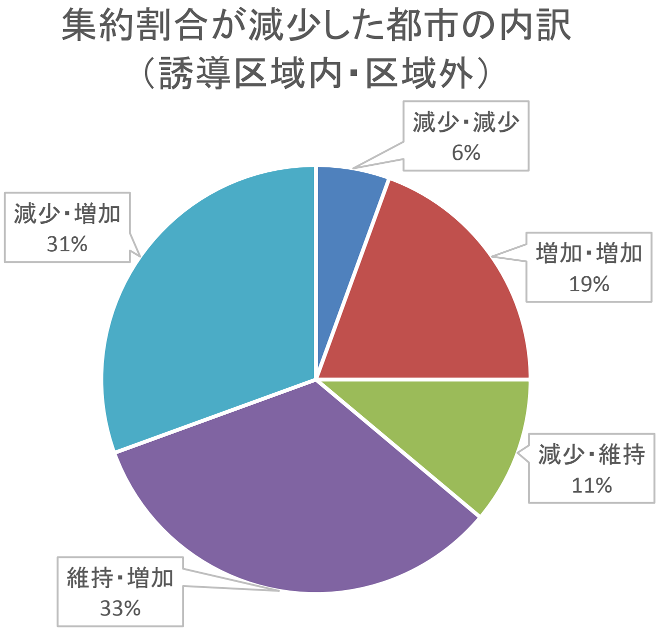

〇集約割合が増加した都市のうち、約半数が、誘導施設の区域内での増加、区域外での減少（典型的な集約パターン）となっている。
〇これに、区域外で施設が維持又は増加している場合を加え、ほとんどの都市で、区域内で誘導施設が増加している。

〇集約割合が減少した都市のうち、約3割が、誘導施設の区域内での減少、区域外での増加（典型的な分散パターン）となっている。
〇誘導施設の区域内での増加、あるいは、区域外での減少が見られたにもかかわらず、結果として集約に至らなかった都市も全体の1／4程度見られる。

人口規模別の評価

〇顕著な傾向とは言い難いものの、
・人口「10～30万人都市」は、やや集約が進んでいる傾向
・人口「3～10万人都市」は、やや分散が進んでいる傾向　が見られる。

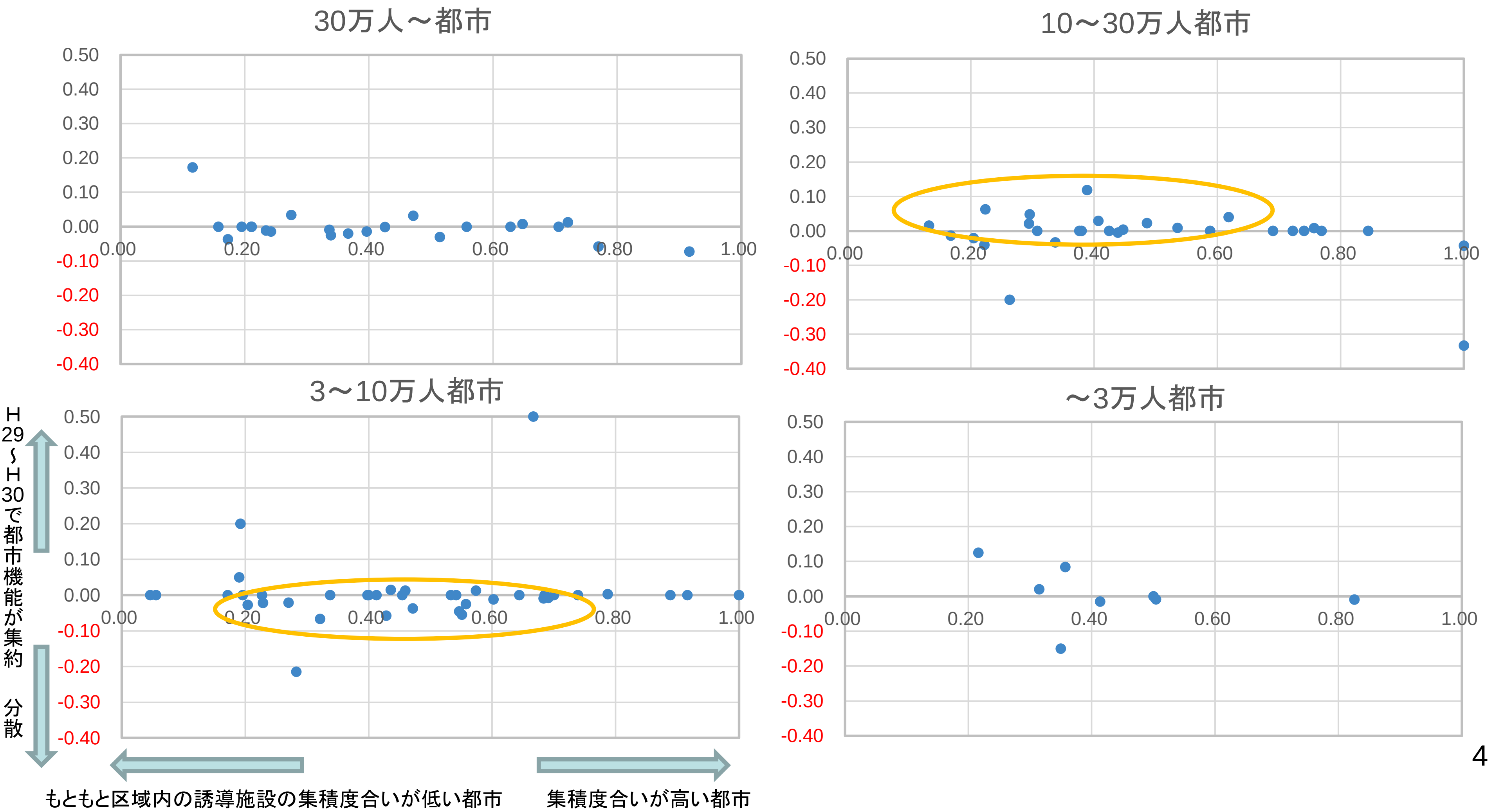

誘導施設の種類別の評価

国土交通省

〇誘導施設の種類ごとに見てみると、顕著な傾向とは言い難いものの、
・医療施設や子育て関連施設について、集約割合が減少
・商業施設について、集約割合が増加
などの傾向が見られる。

誘導施設	増加した都市		維持した都市		減少した都市		合計*
医療施設	10都市	12.8%	57都市	73.1%	11都市	14.1%	78都市
高齢者向け施設	7都市	14.9%	35都市	74.5%	5都市	10.6%	47都市
子育て関連施設	11都市	16.4%	41都市	61.2%	15都市	22.4%	67都市
学校施設	4都市	8.9%	37都市	82.2%	4都市	8.9%	45都市
文化等施設	4都市	5.0%	72都市	90.0%	4都市	5.0%	80都市
行政サービスの窓口施設	1都市	2.3%	39都市	88.6%	4都市	9.1%	44都市
金融施設	3都市	12.0%	16都市	64.0%	6都市	24.0%	25都市
商業施設	16都市	18.8%	58都市	68.2%	11都市	12.9%	85都市

＊ 合計が97都市とならないのは、立地適正化計画において各都市の設定している誘導施設に差があるため。

誘導施設の集約が進んでいない理由及び対応

①誘導施設の立地状況に変化が表れるためには相応の時間が必要だが、評価期間が短く、「維持」（立地状況に変化なし）が多くなっている（全体の1／3超）。

②「医療施設」、「子育て関連施設」、「高齢者向け施設」などの中には、小規模なものまで含まれているケースが多く、こうした小規模な施設は、むしろ居住地の周辺に必要な施設として都市機能誘導区域外（居住誘導区域内）での立地が求められることが多いと考えられる。

→実際に、ある都市では、区域内／区域外で、高齢者向け施設が80施設／241施設、医療施設が129施設／196施設（いずれも面積要件等なし）立地している。（このうち高齢者向け施設は、H29からH30にかけて区域内で＋13施設、区域外で＋24施設、それぞれ増加している。）

⇒②を踏まえ、次回以降の評価では、小規模なものも含め誘導施設に該当するすべての施設を対象にするのではなく、**規模、種類等の観点から、その集約効果を適切に測定できる施設**のデータをもとに、評価を行うこととする。

（例）医療施設：「病院」
高齢者向け施設：「通所型介護施設」
商業施設：「延べ床面積1,000㎡以上の商業施設」 等

人口の集約に係るKPIについて

人口の集約割合に関するKPI
「市町村の全人口に対して、居住誘導区域内に居住している人口の占める割合が増加している市町村数：100市町村」

（評価対象）H28年度までに立地適正化計画を作成・公表した都市のうち、H29年度までに居住誘導区域を設定した都市 65都市を対象

（評価方法）H29年4月1日とH30年4月1日の数値をもとに算出※

※立地適正化計画を公表した年度の翌年度4月1日を基準とし、その後の各年度の数値と比較

（評価結果）

増加した都市		減少した都市		合計
38 都市	71.7%	15 都市	28.3%	53都市 *

注） データの取得・精査に時間を要するため、上記数値は速報値（夏頃までに確定値を算出予定）

*H28年度までに立地適正化計画を作成・公表した都市のうち、H29年度までに居住誘導区域を設定した都市は65都市あるが、このうち、データ未集計等が12都市あるため。

第2階層KPIに関する課題

①誘導施設の集約割合が「増加している」都市数としている点

→短い評価期間の中では、「維持」(誘導施設の立地状況が変わっていない)の都市が多くなる。

→実質的にも、もともと都市機能誘導区域内における誘導施設の集積度合いが高い都市では、その「維持」を目標とするのが現実的。また、拡散傾向にある都市では、さらなる拡散を防ぎまずは「現状維持」を実現することがコンパクト化の第一歩。

⇒このような形式・実質双方の側面を踏まえれば、「集約割合が増加している都市」ではなく、**「集約割合が維持又は増加している都市(拡散していない都市)」**をKPIとすることが妥当ではないか。

②計画公表都市数の如何に関わらず、目標値を「100都市」としている点

→昨年末、当初見込みを上回るペースでの計画作成状況を踏まえ、第1階層KPI(立適計画公表都市数)の目標値を150→300に倍増したところ。

→これに伴う第2階層KPIの目標値の見直しについては、

- 第2階層KPIの評価のためには、評価を行う年度の4月1日時点で、少なくとも、立地適正化計画の公表後1年以上が経過していることが必要であり、目標年限たる2020年(H32年)に評価対象となる都市は、H30年度中までに計画を公表した都市となる。(なお、H30年度中までの計画公表都市数は300に満たない見通し。)
- 当初の第1階層KPIの目標値(150都市)を踏まえれば、第2階層KPIは、評価対象都市の2／3(100都市／150都市)において集約効果が発現することを期待したものである。

⇒このような観点を踏まえれば、第2階層KPIの目標値は、「100都市」などの固定値ではなく、**「評価対象となる都市の2／3」**とすることが妥当ではないか。

第2階層KPI（2020年までの目標値）改定案

【誘導施設の集約に係るKPI】

立地適正化計画に位置付けられた誘導施設について、市町村全域に存する当該施設数に対して、都市機能誘導区域内に立地する当該施設数の占める割合が**維持又は増加している**市町村数：**評価対象都市の2／3**

【人口の集約に係るKPI】

市町村の全人口に対して、居住誘導区域内に居住している人口の占める割合が増加している市町村数：**評価対象都市の2／3**